

② 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 裁判所の調停・審判による場合

- 家庭裁判所の調停・審判で遺産分割が決定した場合は、下記の書類等が必要です。
- 特定調書(謄本)戸籍謄本、審判書(謄本)印鑑証明書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No.	書類名など	入手先
1	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書（※1） ・ 発行日から3カ月以内のものが必要となります。 ・ 相続人様が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村 役場等
2	特定調書謄本 ・ 調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本・確定証明書 ・ 審判による場合にご準備ください。	家庭裁判所
3	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) ・ 裁判所の調停または審判により、当庫預金等(出資・国債等)を相続する方に署名・捺印をしていただきます。	当金庫

※1 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。